

第1期甲斐市こども計画（案）のパブリックコメント等の結果について

子育て健康部 子育て支援課

1 パブリックコメントの実施結果について

(1) 実施期間 令和6年12月16日（月）～令和7年1月8日（水）

(2) 受付件数 1件

(3) 意見・提言の内容及び回答

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
1	-	一時預かりに晩婚化に伴い「ダブルケア」をする人が増えてくると思います。ダブルケアの世帯支援を目的に入れたらどうか。	目的として明記していませんが、ダブルケアのように複合的な課題を抱える世帯にも必要な支援が届くよう、一時預かりや令和8年度から本格実施される「こども誰でも通園制度」の整備、こども家庭センターでの一体的な支援、重層的支援体制事業においては介護や障がい分野等関係機関の調整を行い、庁内で連携した体制づくりを目指します。
2	-	産後ケアは在宅・アウトリーチ型も。目的には母体保護のためもあり中高年になってからの体調にもつながる。妊娠前から閉経後もプレコンセプションケアとして。	産後ケア事業におけるアウトリーチ型は現在実施していませんが、こんにちは赤ちゃん事業での訪問（新生児訪問）の他にケースの状況に応じ、地区担当保健師が中心となり継続した訪問支援を実施しています。 産後の母子の状況や課題を評価し、事業の拡充について検討してまいります。 また、各ライフステージにおける健康づくりの推進のため、プレコンセプションケアについての浸透に取り組んでいくことから、本計画の「基本目標1－（2）結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の展開」に以下の通り記載いたします。 「女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取り組みとしてのプレコンセプションケアを推進します。」

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
3	-	里親制度の周知も。	現在、県内2か所の里親支援センターと連携し、説明会の開催や制度の周知について支援を行っています。 今後も関係機関との連携を強化し、里親制度に対する理解を深めていただけるよう体制を整備してまいります。
4	-	市営住宅に空き家が目立つ。基準は低所得者だが、子育て世帯が利用できる枠があると良い。	市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対する住宅セーフティネットとしての役割のもと整備されておりますが、令和5年度に策定した「甲斐市住宅マスタープラン」において掲げているように「子育て世帯のニーズに応じた住環境整備の促進」のため、住宅に困窮する子育て世帯が入居しやすい市営住宅入居制度を検討してまいります。
5	-	幼少無償化で子どもが小さいころから預けられ、アタッチメントが必要ではないか？幼児教育より安心して生活する場所の整備を。保育者が足りなければ地域の人に手伝ってもらおう。コミュニティスクールの保育園版みたいに。並行してファミサポ人材の育成もすれば良いのではないか？地域の人とのインターンシップ制。	現在整備を進めております、（仮称）篠原地区公園内の子ども体験学習施設において、子ども一時預かりのほか、子育てひろば、幼児向けイベント等の実施を検討しています。 また、本施設においては、地域の人々の協力のもとボランティアの活用・育成等の実施を予定しています。
6	-	チャイルドシートのように子育て用品のレンタル品を増やしては。	市では、チャイルドシート貸し出しのほか、出産・子育て応援交付金を現金で支給し、妊娠・出産準備の支援を実施しています。
7	-	制服・体操着・子どもの古着リユース活動の推進。ゴミにしにくいランドセルはナイロン製バックに。	制服・体操着・子供の古着リユースに関しては、現在、市ボランティアセンターに登録されている団体の内、一つのNPO団体が中学校の制服などを譲り受け、無償で提供する活動を行っていると同っています。 また、ランドセルについては、ランドセルを推奨している学校もありますが、安全面に配慮した上で、背負うタイプのものであれば、ナイロンバッグなどの利用も認めています。

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
8	-	ネット情報は正しいとは限らない。偏った情報ではなく専門家との相談は大事と思う。	担当部署に寄せられる相談については、必要に応じて専門の知識を有する関係機関に助言を仰ぎ、適切な支援に繋がっています。 今後も関係専門機関との連携を図り、相談体制を強化してまいります。
9	-	仕事と子育ての両立が悩みとあるが、子育て世帯の業務の緩和を企業に推進してはどうか？	次世代育成支援対策支援法に基づき、従業員の仕事の両立のための行動計画を策定・実施するなど、一定の要件を満たした企業を子育てサポート企業として厚生労働大臣が認定する「くるみん認定」制度があります。市内の認定企業を増やすための啓発活動を実施していきます。本計画の「基本目標 2 - (1) 結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の展開」において記載しています。
10	-	経済的な面は一時給付金ではなく、他市でも実行している「学校給食費無償化」を。	甲斐市独自の支援として、令和 6 年 10 月から 12 月まで、物価高騰対策・子育て世帯応援事業の一環として市が負担しておりますが、1 月以降の支援の継続を検討してまいります。また、第 2 子の半額支援、第 3 子以降の無償化に向けて取り組んでいきます。 完全無償化については、全国一律で実施するよう国に対して要望してまいります。
11	-	ヤングケアラーはコーディネーターだけでなく、気軽に助けると言える地域の人のサポートもあると良い。	ヤングケアラーへの相談支援につきましては、現在、児童福祉部門の相談体制に内包されており、当事者や周囲の方からの相談に対応をしています。コーディネーターの設置はその体制の強化を目的としたものです。地域のサポートとして支援につながるよう、地区の民生児童委員もヤングケアラーについての研修を重ねてまいります。

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
12	-	子どもの貧困、ヤングケアラー・不登校・LGBTQ、地域の人が知る機会があって欲しい。	子どもを取り巻く環境や状況は、近年、急激に変化しており、子育て世代ではない方々には子どもが抱える問題の把握は困難です。地域全体で子どもを育てていくためにも、ご意見のとおり、子どもが直面する課題を地域の方々に知っていただく機会が必要です。 事業としての実施については、令和7年度に設置をいたします「こども家庭センター」において、今後検討をしてまいります。
13	-	ネグレクトは気が付きにくく、通報しにくい。子ども自身が助けを求められるご近所支援員。	ネグレクトを含む児童虐待の通告・相談につきましては、現在、児童福祉部門の相談体制にて対応しています。また、児童相談所全国共通ダイヤル「189（いちはやく）」も平成27年7月1日の導入から今年で10年となり、広報活動等を通じて広く知られるものとなっています。 今後も、児童虐待に対する正しい知識（どのような行為が虐待にあたるのか、虐待の通告は義務である等）を周知し、地域で児童虐待を早期発見・未然防止ができるよう、取り組んでまいります。
14	-	民間団体との意見交流会をしてほしい。	こども、若者を取り巻く現状は多様化、複雑化していますので行政だけでなく民間事業者との連携は必要不可欠ですので、今後も連携して子育てしやすい社会づくりを推進します。 民間事業者との連携については、本計画の「基本目標1－（3）③ひとり親家庭への支援の充実、2－（1）結婚・妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援の展開」において記載しています。

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
15	-	中学生が読む本が少ない。中学校でのコミュニティスクールによる読み聞かせを。	令和6年度より、市内全ての小中学校でコミュニティスクールが導入されました。各学校、委員の方々と連携し、様々な分野において、各学校の実態に応じた教育活動を進めてまいります。読書活動の活性化についても、今後の課題として捉えてまいります。
16	-	学習支援は、貧困家庭だけでなく対象を広げて利用者を増やしては。受験生へは塾代の助成をお願いしたい。	甲斐市こどもの学習支援事業は貧困家庭を対象としたものとなっておりますが、教育委員会において中学生のための自学講座を年間20回実施しています。貧困家庭に限定せず、市立中学校の生徒、市内在住の生徒の受け入れも行っておりますので、今後も継続してまいります。
17	-	奨学金返済制度だけでなく、給付型奨学金制度を。	本市の奨学金制度は、篤志寄付金を原資の一部とした基金により運用しており、返済型で実施しています。給付型の奨学金制度については、利用相談があった場合、国や日本学生支援機構などの制度を紹介するなどして支援していきます。 また、今後、若者の就労初期における経済的負担を軽減するための奨学金返還支援制度の創設に向けた取り組みを推進することとしており、本計画の「基本目標1－(3)④その他支援を必要とするこども・若者への支援」の項目に記載いたします。
18	-	学校備品が高くなっているのでレンタルを取り入れては。	いただいた意見の学校備品のレンタルについては現在実施しておりませんが、物価高騰対策として副食費や学校給食費等の独自支援を実施し、子育て世帯の経済的負担の軽減を行っています。本計画の「基本目標2－(3)経済的支援の充実」において記載しています。

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
19	-	不登校の子の学校内の居場所の確保のため、支援員の増員や固定配置を。	これまで半日勤務であった支援員 15 人を一日勤務として任用し、令和 6 年度は、支援員は 47 人となりました。一日勤務の支援員が増員となったことで、不登校児童生徒及び個別に支援が必要な児童生徒への対応がより充実したものとなっています。
20	-	ソーシャルワーカーの利用促進。スクールカウンセラーへどんなことでも相談できるようにして、不登校予防対策を。	県のスクールカウンセラー活用事業により、県内全ての小中学校にスクールカウンセラーが配置されました。市では、重大事案等が発生した場合は、県への追加要請を行い、支援が必要な児童生徒、保護者への対応を進めてまいります。スクールソーシャルワーカーについても、県のスクールソーシャルワーカー活用事業を積極的に活用していきます。
21	-	親の会の利用を。共感してくれる、吐き出す場。	同じ悩みを持つ親同士が相互交流や情報交換をする場である親の会の団体と連携し、必要な方への案内や連絡会を実施しています。また、親の会に限らず、相談内容により適切な団体への案内を行っています。
22	-	ICT の効果的な活用と並行して、人とのふれあいも大事にして欲しい。	ICT の活用により行政においては業務効率化、市民においては利便性の向上が見込まれます。しかし、保育園等や小中学校での児童生徒、保護者との交流やふれあいは今後も必要であり、続けてまいります。
23	-	篠原地区公園は、五感を使った学び、遊びに禁止がない、インクルージョン、子育て・介護者がリフレッシュできる場、学校に行けていない子の居場所。市民は無料で。	（仮称）篠原地区公園内に整備予定の子ども体験学習施設においては、フリースペースのほか、カフェスペース、読書スペース等の設置を予定しており、子育て世帯に限らず、幅広い方の利用が可能となっています。 施設の利用料金につきましては、いただいたご意見を参考に検討してまいります。

No	頁	意見・提言の内容	市の考え方
24	-	コミュニティスクールは学校に訪問するだけでなく、学校運営に携わる地域の人。高くなっている学校備品の選定などの意見も聞いたらどうか。	学校運営協議会において、学校備品の選定等について意見をいただくなど、様々な視点で学校運営に携わっていただくことが大切です。学校運営協議会がより充実したものとなりますよう、取組を進めてまいります。
25	-	PTA 活動のありかた、改革、地域の人も入れたらどうか？学校評議員にも。	令和6年度より、市内全ての小中学校に学校運営協議会が設置されました。委員として、これまで学校評議員を務めていただいた方をはじめ、PTA 会長や副会長、地域の方々など多くの方にご協力をいただいています。
26	-	中高生の居場所づくり。放課後過ごせる場所。パトロールでの監視ではなく居場所作り。駅で電車を待つ間、勉強する場所、食事をする場所、送迎車の混雑も気になる。	子どもたちの居場所づくりにつきましては、いただいたご意見を参考とさせていただき、今後、検討してまいります。
27	-	足りないと感じるのは、「子どもの権利条約」「意見表明権」などを説明したうえで、子どもの意見を聴きながら制度を作って欲しい。上手く言えない場合は、大人の代弁者も必要。	本計画を策定するにあたり、子どもの意見の聴取の場として、アンケート、ワークショップを開催しました。今後、計画の見直し等も含め子どもの意見を取り入れる取組を進めていきます。